

令和7年度

平塚市

ネーミングライツパートナー
募集要項



湘南ひらつかビーチパーク

令和7年7月

平塚市企画政策部資産経営課

目次

目次	P 1
湘南ひらつかビーチパークについて	P 2
パートナーメリット	P 3
1 目的	P 4
2 対象施設	P 4
3 愛称使用期間	P 4
4 ネーミングライセンス料	P 4
5 ネーミングライセンス料以外の費用負担	P 4
6 応募資格	P 5
7 ネーミング（愛称の命名）の条件等	P 5
8 愛称使用開始までのスケジュール	P 6
9 応募方法等、応募書類一覧	P 6、7
10 交渉権者の選考方法等	P 7
11 契約等	P 8
12 ネーミングライセンス料の支払い	P 8
13 再募集	P 8
問い合わせ先	P 8
愛称標示変更箇所一覧	P 9
質問書（第1号様式）	P 12
平塚市ネーミングライセンスパートナー応募申込書（第2号様式）	P 13
ネーミングライセンスパートナーの選考に係る審査基準（第2次審査基準）	P 15
平塚市広告掲載要綱第2条第1項第1号及び第2号 （「6 応募資格」、「7 ネーミング（愛称の命名）の条件等」関係）	P 16
ネーミングライセンス制度導入施設の愛称サインに関する基準	P 18

～湘南ひらつかビーチパークについて～

令和6年度来場者数 189,219人

施設詳細

- ・ビーチラグビーコート1面
- ・ビーチバレーコート10面
- ・ビーチサッカーコート1面
- ・スリーオンスリーバスケットボールコート1面他
- ・売店「ビーチバル SUCCA (スッカ)」



湘南ひらつかビーチパークは、充実した施設とその美しい景観で、多くの人々を魅了しています。

ビーチバレーボール、ビーチサッカー、ビーチラグビー等の施設にボードウォークが備わっており、例年、ビーチスポーツの全国レベルの大会が開催されています。

また、地元の芸術家によるアート展示や関係団体によるビーチクリーン活動など、コミュニティの絆が深まるイベントも開催されています。

広大な砂浜は夏の海水浴やマリンスポーツに最適な上に、富士山を望むことができるそのロケーションは四季折々の美しさで訪れる人々を魅了し、市内外を問わず多くの方々に親しまれています。

自然の恵みと都会の便利さが融合し、かつ様々な施設が集まることで多様なニーズに応えることができる、地域に愛されている価値ある総合レジャースポットです。



～パートナーメリット～

当該施設はビーチスポーツや海水浴が楽しめる施設で、市民に愛され、市外の方も数多く利用している魅力ある施設です。また、令和7年10月には、同じ海岸エリアの西側約400mの場所にレストランやマルシェ、コンビニ、駐車場などを完備した新たな公園「HIRATSUKA SEA TERRACE」がオープンし、多くの来園者を見込んでいます。更に、この新しい公園と当該ビーチパークを繋ぐ園路を同時に整備することから、今後、来園者やメディア露出が増加すると考えられ、アピール効果が見込めます。

1 愛称の普及・周知

施設の愛称に企業の名称や商品名を付与することで、ネーミングライツパートナーは広告宣伝効果が期待できます。また、ネーミングライツ料が公共施設の改修費用等に充てられることで、地域貢献企業としてのイメージアップも期待されます。

本市は、愛称の普及や周知について、次のとおり実施します。

- (1) 本市が発行する広報ひらつか及びその他の出版物や印刷物、又は市ウェブ等（SNSを含む）における施設名称の記載は、原則として愛称を使用します。ただし、市が条例で定めている施設名称を併記する場合があります。また、民間事業者等が当該施設名称を使用する場合も、愛称の使用を原則依頼します。
- (2) 愛称の使用により、施設名称標示・施設入口サイン等を変更することが出来ます（詳細は別紙「愛称標示変更箇所一覧」参照）。また、その他にも施設敷地内における愛称サイン等の設置を提案することが出来ます（市と協議を要します）。

2 その他メリット

- (1) ネーミングライツパートナーのホームページ等で、ネーミングライツパートナーであることを広報できます。また、市ウェブにネーミングライツパートナーのウェブページのリンクを掲載することができます。
- (2) 施設の一部を年間1日無償で 사용할ことが出来ます（ビーチバレーコートやビーチサッカーコート等に限った使用になります。）。使用日については、市と協議の上で決定しますが、ご要望に応じることができない場合があります。
- (3) 各種大会の企画や協賛、地域貢献活動の実施やイベントの企画等について、要望を提案することが出来ます（内容によりご要望に応じることができない場合があります。）。)
- (4) ネーミングライツパートナーには、当該施設のネーミングライツ契約の更新について、優先交渉権が付与されます。

1 目的

本市では、愛称命名権（ネーミングライツ）による広告効果を活用した新たな財源の確保を目指すとともに、企業等との協働による市民サービスの向上や地域の活性化を図るため、公共施設へのネーミングライツの導入を進めています。

2 対象施設

(1) 施設名称

湘南ひらつかビーチパーク

(2) 所在地

平塚市高浜台33-1（湘南海岸公園内）

3 愛称使用期間

令和8年4月1日から、3年以上の期間で応募してください

※3年未満の応募は失格とします

4 ネーミングライツ料

150万円以上の額（消費税額及び地方消費税額を含む年額）で応募してください。

※150万円未満の応募は失格とします

5 ネーミングライツ料以外の費用負担

(1) 愛称サインの改修及び新設並びに現状復旧に関する費用負担

愛称使用に伴い、別紙「愛称標示変更箇所一覧」に記載の愛称サインをネーミングライツパートナーの負担で変更（改修）又は新設していただきます（愛称サインの形状等に係る基準については、別紙「ネーミングライツ制度導入施設の愛称サインに関する基準」参照）。

また、愛称使用期間の終了に伴う原状回復に要する経費についてもネーミングライツパートナーにご負担いただきます。

(2) 愛称サインの維持管理等に関する費用負担

上記（1）のほか、これら愛称サインの愛称使用期間における維持管理に要する経費が発生する場合は、当該経費をネーミングライツパートナーに負担していただきます。なお、平塚市屋外広告物条例に規定されている許可申請及び手数料納入義務は適用除外となります。

6 応募資格

応募資格要件は次のとおりです。応募資格を満たさない事業者の応募は失格とします。なお、応募者は(2) 施設特性 (留意事項)を十分に理解した上で、応募してください。

(1) 応募資格要件

- ア 法人であること（所在地の市内外は問わない）。
- イ 別紙「平塚市広告掲載要綱」第2条第1項第1号のア～ヌに規定のある業種及び事業者には該当しない法人。

(2) 施設特性 (留意事項)

当該施設に指定管理者制度を導入しています。

指定管理者制度とは、市が設置する住民の福祉を増進するための公共的な施設について、効果的、効率的に運営するためにこれらの施設の管理運営を市が指定した民間事業者等に包括的に代行させる制度です。したがって、市との協議に指定管理者が加わり、三者での協議を要する場合があります。

ア 指定管理者

平塚海岸魅力促進共同事業体（株式会社ピースフル、株式会社武翔総合管理、東海体育指導株式会社、特定非営利活動法人神奈川県ライフセービング協会）

イ 指定期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）

7 ネーミング（愛称の命名）の条件等

(1) 愛称についての基本的な考え方

ネーミングライツパートナーが付けることができる愛称は、施設の一般的な呼称であり、市が条例等で定めている施設名称を変更するものではありません。施設の愛称として、法人名や商品（ブランド）名等を付けることが可能です。

(2) ネーミングの条件

「平塚」又は「ひらつか」と、「ビーチパーク」の双方含めて35文字以内で付けてください。

また、別紙「平塚市広告掲載要綱」第2条第1項第2号のア～タに規定に該当しないように付けてください。上記要綱の規定に抵触するものは失格とします。なお、抵触する恐れがある場合は、別途協議させていただきます。

(3) 注意事項

決定した愛称は、契約期間中に変更することができません。

8 愛称使用開始までのスケジュール

応募書類の受付期間	令和7年7月25日（金）～9月12日（金）
質問の受付締め切り	令和7年8月15日（金）
優先交渉権者の選考期間	令和7年9月15日（月）～10月中旬（予定）
優先交渉権者の決定通知	令和7年11月下旬（予定）
契約（交渉～合意～締結）	令和7年11月下旬～12月中旬（予定）
愛称使用準備（表示等の変更準備）	令和8年1月～3月
愛称の使用開始	令和8年4月1日（水）

9 応募方法等

（1）質問・回答

本募集要項に関する質問は、8月15日（金）まで、「質問書」（第1号様式）にて受け付けます。質問書の提出方法は、原則、電子メールのみとします。

提出に際しては、質問をまとめた上で shisan@city.hiratsuka.kanagawa.jp まで送信し、送信後に確認のため、電話にて連絡してください。

いただいた質問と回答は取りまとめ、8月18日（月）15：00以降に市ウェブで公表します。

（2）応募書類の受付

ア 応募書類の受付期間

令和7年7月25日（金）～令和7年9月12日（金）

上記の受付期間中の平日、午前8時30分から午後5時までを受付時間とします（午前12時から午後1時を除く）。あらかじめ電話連絡の上、平塚市役所の資産経営課（「問合せ先」参照）に応募書類をお持ちください。

（3）応募書類の作成等

ア 応募書類は、以下の「応募書類一覧」に記載する書類とします。各1部を提出してください。

イ 応募書類以外に、書類の提出をお願いすることがあります。

ウ 応募書類の作成に要する経費は応募者負担とします。

エ 応募書類は返却しません。

<応募書類一覧>

番号	書類名（標題）	備考
1	平塚市ネーミングライツパートナー応募申込書	ホームページに様式を掲載しています。
2	法人の事業概要を記載した資料	会社案内等
3	法人の定款又は寄附行為	
4	法人の登記事項証明書（全部事項証明書）	
5	直近3か年の決算書（貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書、キャッシュフロー計算書等の財務諸表）	
6	直近の事業報告書	
7	法人の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）	国税・県税・市税
8	法人市民税申告書等記載事項証明書（所在証明）	平塚市内に事業所がある法人のみ提出してください。

* 4、7及び8については、発行日から2か月以内のものに限ります。

10 交渉権者の選考方法等

(1) 選考方法

選考は、応募書類により第1次審査（要件審査）を実施し、資格・要件を満たしている応募について市の内部委員と外部の有識者等によって構成される選考委員会による第2次審査を実施し、評価結果の順位付けを行います。この評価結果が最も高い応募者を優先交渉権者とします。

ア 第1次審査の主な審査項目

前記「3 愛称使用期間」「4 ネーミングライツ料」「6 応募資格」「7 ネーミング（愛称の命名）の条件等」について要件審査を行い、当該各要件を満たしていない応募は失格とし、第2次審査の対象外とします。

イ 第2次審査の審査項目

次の項目について、選考委員会による審査を行います。なお、次の項目のうち、「(ウ) 愛称」・「(オ) 企業理念・コンプライアンスの取組」・「(ク) 経営状況」について、いずれかの項目で得点が配点の5割に満たない場合は失格とします。

- (ア) 応募価格
- (イ) 契約年数
- (ウ) 愛称
- (エ) 市民サービス向上等に係る提案
- (オ) 企業理念・コンプライアンスの取組
- (カ) 施設のPRに係る提案
- (キ) 平塚市内における事業所の有無
- (ク) 経営状況

(2) 審査結果の通知

応募者に文書で通知します。

1.1 契約等

優先交渉権者と契約交渉を行い、合意が成立した場合は速やかに契約を締結するとともに、決定した愛称名、ネーミングライツパートナー名、契約金額の公表を行います。合意が成立しない場合は、交渉を終了し、次の順位の交渉権者と交渉を行います。契約に至らなかった応募者名は原則公表しません。ただし、本応募及び審査に係る情報公開請求があった場合は、平塚市情報公開条例の定めるところにより、公開・非公開の該当を判断し、情報公開を行う場合があります。

1.2 ネーミングライツ料の支払い

ネーミングライツ料は、原則年度分を一括して当該年度の4月末日までに支払うものとします。

1.3 再募集

前記8の受付期間に応募が無かった場合、再募集を行うことがあります。詳細は市Webサイトでご案内します。

<問い合わせ先>

平塚市 企画政策部 資産経営課 資産経営担当
〒254-8686 平塚市浅間町9-1 (平塚市役所 4階407窓口)
電話番号(直通) 0463-21-8763
e-mail shisan@city.hiratsuka.kanagawa.jp

＜湘南ひらつかビーチパーク＞愛称標示変更箇所一覧

- 1 設置等について
 - ・仕様や設置のスケジュール等は事前に協議を要します。
施設管理担当課（みどり公園・水辺課公園管理担当 0463-21-9852）
 - ・設置及び契約期間満了後の撤去に要する費用の負担をお願いします。
- 2 管理について
 - ・期間中の維持管理をお願いします。
 - ・期間中劣化によりその機能を果たせなくなった際には修繕をお願いします。

【施設サイン及び入口標示】

<p>湘南ひらつかビーチセンター東側</p> 	<p>○位置及び大きさ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左図の□で囲まれた箇所におよそ7㎡以内（文字が表示される部分の面積（文字間の空白部分の面積を含む））で標示してください。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切り文字で標示してください。色調等、詳細については、市と協議を要します。 ・塩害、風雨で劣化しにくい材質としてください。 ・安全性に十分配慮し、落下のおそれがない施工方法で、標示してください。
<p>湘南ひらつかビーチパーク入口標示1</p> 	<p>○大きさ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約11cm×約90cm <p>○材質等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シール等 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「湘南ひらつかビーチパーク」の表示のある部分のみ変更してください。
<p>湘南ひらつかビーチパーク入口標示2</p> 	<p>○大きさ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約25cm×約200cm <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「湘南ひらつかビーチパーク」の表示のある部分のみ変更してください。デザイン及び施工方法等は、市と協議を要します。

【公園施設内案内標示類】

湘南ひらつかビーチパーク案内標示 1



○設置箇所数

- ・パーク内 1 か所

○大きさ (該当部分)

- ・約 1 0 c m × 約 1 0 5 c m

○材質等

- ・シール等

○その他

- ・「湘南ひらつかビーチパーク」の表示のある部分のみ変更してください。デザイン及び施工方法等は、市と協議を要します。

湘南ひらつかビーチパーク内案内標示 2



○設置箇所数

- ・パーク内 3 か所

(表裏 2 か所、片面 1 か所の合計 5 面)

○大きさ (該当部分)

- ・約 2 5 c m × 約 6 8 c m

○材質等

- ・シール等

○その他

- ・「湘南ひらつかビーチパーク」の表示のある部分のみ変更してください。デザイン及び施工方法等は、市と協議を要します。

<拡大>



(Word 様式は市 Web で公開しています)

年 月 日

平塚市企画政策部資産経営課 宛

質問書

法人名	
所在地	
登録 アドレス	
事務担当者 所属・氏名	
事務担当者 連絡先	<電話番号>
	<携帯電話の番号>
	<メールアドレス>

質問事項	
募集要項の 対応部分 (※)	
質問内容	

※ 「募集要項の対応部分」の欄は、募集要項に対応箇所がある場合に記載してください。

(Word 様式は市 Web で公開しています)

年 月 日

(提出先)
平塚市長

所在地
法人名
代表者職氏名

平塚市ネーミングライツパートナー応募申込書

平塚市ネーミングライツパートナー募集要項に基づき、平塚市ネーミングライツパートナーに応募します。

施設名	
愛称名	
金額	年額 円 (消費税額及び地方消費税額を含む)
契約期間	令和8年4月1日から 年間

1 応募の趣意

--

2 企業理念 (記載したものを別途提出いただければ記入不要です。)

--

3 コンプライアンスの取組 (記載したものを別途提出いただければ記入不要です。)

--

4 市民サービス向上等に係る提案（提案がある場合に記入ください。）

--

※指定管理者との協議の中で、実施が出来ない場合があります。

5 施設の PR に係る提案（提案がある場合に記入ください。）

--

< 事務担当者及び連絡先 >

所属・氏名	<所在地>
連絡先	<電話番号>
	<ファクス番号>
	<携帯電話の番号>
	<メールアドレス>

**ネーミングライツパートナー選考に係る審査基準
(第2次審査基準)**

	審査項目	審査の視点	配点
Ⅰ 条件	1 応募価格	○年間あたりの応募価格	73
	2 契約年数	○契約年数の条件	18
Ⅱ 対市民	3 愛称	○親しみやすいネーミングか。 ○呼称しやすいネーミングか。 ○施設との相性等はよいか。	36
	4 市民サービス向上等に係る提案	○提案の有効性・実現可能性はあるか。	12
Ⅲ 応募団体	5 企業理念・コンプライアンスの取組	○公共施設のネーミングライツパートナーに相応しい団体か。	12
	6 施設のPRに係る提案	○提案の有効性・実現可能性はあるか。	12
	7 平塚市内における事業所の有無	○平塚市内に事業所があるか	7
	8 経営状況	○経営状況は安定しているか。 ○資産および資金運用に問題は無い。	30
		(合計)	200

【その他審査基準】

審査項目3・5・8については、いずれかの項目で得点が配点の5割に満たない場合は失格とする。

平塚市広告掲載要綱（抜粋）

（掲載等の基準）

第2条 広告媒体に掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

（1）次に掲げる業種又は事業者に係るもの

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの及びこれに類するもの

イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの

ウ 平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領（平成17年10月1日制定）に基づく一般競争入札参加停止及び指名停止措置を受けているもの

エ 個人にあつては平塚市暴力団排除条例（平成23年平塚市条例第9号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に、法人又は団体（以下「法人等」という。）にあつては条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等に該当するもの

オ 暴力団員等と密接な関係を有するもの

カ 役員等（個人にあつてはその者を、法人等にあつては役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）及び支店等（支店、営業所その他いかなる名称であるかを問わず、法人等の本拠となる店舗等以外のものをいう。）が広告を掲載する場合には当該支店等の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有するもの

キ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項及び第2項に違反するもの

ク 市に納付すべき税を滞納しているもの

ケ 法律に定めのない医業類似行為を行うもの

コ たばこに係る事業を行うもの（喫煙マナー向上のための広告を除く。）

サ 政治団体等による政治活動に関するもの、又は公の選挙や投票の事前運動に該当する事業を行うもの

シ 宗教団体等による布教推進等を主目的とした事業を行うもの

ス 占い、運勢判断に関するもの

セ 専ら債権の取立てや示談引受けなどを行うもの

ソ 興信所・探偵事務所等

タ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種

チ 不当景品類及び不当表示防止法に違反しているもの

ツ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

テ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第134号）による再生・更生手続中のもの

ト 各種法令に違反しているもの

ナ 行政機関からの行政指導を受け、改善が見込まれないもの

ニ 社会問題を起こしているもの

ヌ その他広告媒体に掲載する業種又は事業者として不相当であると市長が認めるもの

(2) 次に掲げる内容に該当するもの

- ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ウ 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- エ 政治団体等による政治活動に関するもの、又は公の選挙や投票の事前運動に該当するもの
- オ 宗教団体等による布教推進等を主目的とするもの
- カ 社会問題についての主義主張に係るもの
- キ 個人又は法人等の名刺広告又は意見広告
- ク 美観風致を害するおそれがあるもの
- ケ 法令で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスに係るもの
- コ 他をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの
- サ 非科学的又は迷信に類するもので、見た者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- シ 国内世論が大きく分かれているもの
- ス 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
 - (ア) 誇大な表現であるもの又は根拠のない、若しくは誤認を招くような表示があるもの
 - (イ) 射幸心を著しくあおるもの
 - (ウ) 虚偽の内容を表示するもの
 - (エ) 責任の所在が明確でないもの
- セ 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - (ア) 水着姿及び裸体姿等が広告内容に無関係で必然性のないもの
 - (イ) 暴力や犯罪を肯定し、助長し、又は連想するような表現をするもの
 - (ウ) 残酷な描写等善良な風俗に反するような表現をするもの
 - (エ) 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの
- ソ 市の広告事業の円滑な運営に支障を来たすもの
- タ その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

ネーミングライツ制度導入施設の愛称サインに関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、ネーミングライツ制度を導入する施設（以下「施設」という。）の愛称サイン（ネーミングライツ制度により命名された愛称を屋外で公衆に表示する看板等をいう。以下同じ。）の位置、表示面積、形状、色調等の基準を定めるものとする。

(一般原則)

第2条 愛称サインの位置、表示面積、形状、色調等は、平塚市屋外広告物条例（平成24年条例第29号）第9条の規定による基準を参酌し、景観主管課と協議して定める。

(位置、形状及び色調の基準)

第3条 愛称サインの位置、形状及び色調の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 愛称サインの位置は、原則として、施設名称サイン（施設の名称を屋外で公衆に表示する看板等をいう。）の位置とする。

(2) 愛称の形状は、次に掲げる基準とする。

ア 施設の壁面を利用する場合は、切り文字、箱文字及びこれに類する形状とするこ
と。

イ 施設の壁面及び上部から突出しないこと。

(3) 板面を用いる愛称サインの板面の基調色は、次のア又はイに掲げる色相の区分に応じ、当該ア又はイに定める彩度を超えることができない。ただし、板面の総面積の3分の1を超えない面積については、この限りでない。

ア 色相が0.1Rから5Yまでのとき 彩度6

イ 色相が5.1Yから10RPまでのとき 彩度4

附 則

この基準は、決裁の日（平成24年8月14日）から施行する。

附 則

この基準は、決裁の日（令和2年7月15日）から施行する。